

商工会員の皆さまへ

「傷害安心プラン」

＜傷害総合保険＞

のご案内



★ご加入時に医師の診査は不要です!

★年齢制限はありません。
どなたでもご加入になれます!

★保険料は一般加入と比べ
10%割引〈団体割引適用〉

死亡・後遺障害補償

お仕事やスポーツ中も含めて24時間、傷害事故がもとで死亡されたり後遺障害が生じた場合、死亡・後遺障害保険金をお支払いします。(後遺障害はその程度に応じて保険金額の4%~100%)

(注)死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害の保険金額が限度となります。



入院補償

入院保険金は1,000日まで補償!

傷害事故の日からその日を含めて1,000日目までの入院に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします(1,000日限度)。

手術保険金

入院保険金をお支払いする場合で、所定の手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率(10倍・20倍・40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。

通院補償

傷害事故の日からその日を含めて1,000日目までの通院に対して1日につき通院保険金日額をお支払いします(ただし、90日限度)。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院はお支払いの対象になりません。また、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。



介護補償

介護保険金は終身補償!

傷害事故により重度後遺障害を被り要介護状態となった場合、事故の日から181日目以降の、要介護状態である期間に対して、介護保険金をお支払いします。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、次ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

(保険期間1年間、職種級別A級、団体割引10%)

補償内容	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
死亡(万円)	217	202	189	101	66
後遺障害(万円)	8.68~217	8.08~202	7.56~189	4.04~101	2.64~66
入院(円/日)	4,000	3,000	2,000	1,500	600
手術(万円/回)	4・8・16	3・6・12	2・4・8	1.5・3・6	0.6・1.2・2.4
通院(円/日)	2,000	1,500	1,000	750	300
介護補償(万円/年)	120	120	120	60	60
保険料(円)	10,000	8,000	6,000	4,000	2,000

※加入者数100名以上の団体割引10%で算出しております。

※ご契約開始の際、加入者数が100名未満となった場合は団体割引5%、また500名以上となった場合は団体割引15%となり、死亡・後遺障害保険金額で調整いたしますので、あらかじめご了承ください。

※保険料は年間保険料(一括払)です。

※職種級別B級の場合は上記保険金額が異なりますので、取扱代理店までお問い合わせください。

募集要項

1. 保険期間：平成21年4月1日午後4時から平成22年4月1日午後4時までの1年間
2. 加入対象者：商工会の会員、会員の従業員、商工会、連合会の役職員
注)ご家族もご加入いただけます。
「家族」とは・・・配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族をいいます。
3. 申込方法：「加入依頼書」および「預金口座振替依頼書」にご記入・ご捺印のうえ、ご提出ください。
4. 申込締切：「加入依頼書」および「預金口座振替依頼書」は、**3月31日(水)**までに必着されるようお願い申し上げます。(中途加入の場合は、毎月20日締切となります。)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外に被保険者（保険の対象となる方）がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載したことがらをお伝えください。また、ご加入の際には、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この保険は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約条項を付帯して構成されています。

■保険契約者：北海道商工会連合会

■保険期間：平成21年4月1日午後4時から1年間となります。

※保険期間の途中でご加入される場合は、毎月受付をしております。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から平成22年4月1日午後4時までとなります。

■申込締切日：平成21年3月31日 ※中途加入の場合は毎月20日締切

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：商工会の会員、会員の従業員、商工会、連合会の役員

●被保険者：商工会の会員またはその家族、会員の従業員またはその家族、商工会、連合会の役員またはその家族を被保険者としてご加入いただけます。加入した方のみが保険の対象となります。

注）「家族」とは、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族をいいます。

●お支払方法：平成21年6月29日にご指定の口座より振替させていただきます。 ※中途加入の場合は直接集金とさせていただきます。

●お手続き方法：「加入依頼書」および「預金口座振替依頼書」にご記入・ご捺印のうえ、ご提出ください。

・平成19年8月1日以降保険始期契約より、傷害総合保険の保険料率、補償内容が改定されました。また、ご契約の保険料を算出したり保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別も改定されました。

・既加入者の皆様には、あらかじめ職種級別A級にてご案内しておりますので、前年と同コースで継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。

※職種級別B級の場合は保険金額が異なりますので、取扱代理店までお問い合わせください。

・ただし、「継続加入を行わない場合」や、「ご加入コースを変更するなど前年と条件を変更して加入を行う場合」は、その内容を記載した満期案内文書の提出が必要となります。

※なお、職業・職種に変更が必要な場合は、加入依頼書を訂正してご提出いただく必要があります。

ご加入に際しての内容や、送付した加入依頼書の修正方法などは取扱代理店までお問い合わせください。

〈職種級別表〉

職種級別	職業	職種
A 級	下 記 以 外	
B 級	農林業作業、漁業作業、採鉱、採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者などを含むすべての自動車運転者）、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）	

※なお、オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士の方は保険料が異なりますので、問い合わせ先までご連絡ください。

●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

●保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。

* 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間（責任）開始前の事故（傷害・損害）によるものは、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ	死亡	①故意 ②地震、噴火またはこれらによる津波 ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
	後遺障害	⑤脳疾患、疾病、心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
の	入院	⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為*1を除きます。）、核燃料物質などによるもの
	手術	⑧頸部症候群（むちうち症）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
補償	通院	⑩自動車、原動機付自転車などによる競技・競争・興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
	介護	など （※1）テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は北海道商工会連合会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務等

ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。特に被保険者の生年月日、性別、職業・職種等および次の告知事項にご注意ください。

必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となる場合があります。

(1) 他の傷害保険契約(積立保険を含みます。)の有無

(2) 過去3か年以内の傷害保険金(1事故5万円以上)請求または受領の有無

*死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定される場合は、所定の方法で被保険者の同意の確認が必要です。

3. 通知義務・保険金請求の手続きについて

ご加入後に以下の変更が生じる場合には、ただちに問い合わせ先にご通知ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となることがあります。また、ご住所などを変更される場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(1) 他の損害保険契約をご契約される場合

(2) ご職業の内容が変わる場合

また、退会などにより団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

*事故が起きた場合の取扱い

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成21年4月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(2

日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

主な免責事由につきましては、本パンフレット【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

6. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れいする場合があります。

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。

8. 個人情報取扱いについて

○個人契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

9. 契約更新時の取扱い

既加入者については、前年と同一条件で継続加入を行う場合、加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることなどを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

保険金のお支払い事由 保険金額(ご契約金額) 保険期間(保険のご契約期間) 保険料・保険料払込方法・配当金制度の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。(加入依頼書に正しくご記入ください。)

被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」(または「年齢」)、「性別」は正しいですか?

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか?

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「主な免責事由等」などお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

北海道商工会連合会

〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 4F TEL(011)271-0151

取扱代理店

有限会社 ふるさとネットサービス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目3 北1条ビル3F TEL(011)222-3580

引受保険会社

株式会社 損害保険ジャパン 札幌支店営業第一課

〒060-8552 札幌市中央区北1条西6丁目2 TEL(011)281-6144 FAX(011)210-6308 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

☎ **0120-107-808**

(受付時間:平日の午前9時から午後6時まで)

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは 03-3255-1306 をご利用ください。

●事故が起こった場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合には、次の夜間・休日事故サービスセンターへご連絡ください。

☎ **0120-727-110**

(株)損保ジャパン・ハートフルライン

受付時間◆平日夜間/午後5時から翌日午前9時まで◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/終日(24時間)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結/いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは、「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンにご照会ください。